

マドリッドメ モランダム



2020年7月

マドリッド制度のアフリカに
おける適用性

アフリカにおけるマドリッド制度の適用性

マドリッド制度はアフリカ以外のほとんどの国（知的財産法の発展は類似の段階にあり、知的財産機関はデジタル登録簿とシステムを維持するために先進技術を採用している）で優れた適用性を示しているが、アフリカのほとんどの国々ではマドリッド制度への依存はいくつかの組織がある程度の商業リスクに直面させる（具体的な程度は関連司法管轄区域によって異なる）。

重要な指標

当該制度が効果的に機能するためには、以下の重要な要求を満たす必要がある。

1. 国内の商標法または知的財産法は国際登録の有効性と実行可能性を明示的に認めること。望ましいのは、登録管理機関の官員のマドリッドの商標出願の取り扱いに支援を提供するために、関連する指導性法規の実施を増加すること。
2. 国内の知的財産局は規定された期限に厳格に従い、すべてのマドリッドの商標出願の処理、審査、公開を12~18か月以内に完了し、世界知的所有権機関（WIPO）に異議を申し立てること（異議がある場合）。
3. 知的財産局は国内登録商標および国際登録商標が記録された唯一の（デジタル）商標登録簿を所有すること。

アフリカのマドリッド制度加盟国

マドリッド制度によれば、以下の22箇所のアフリカの管轄区域を指定できる。

アルジェリア、ボツワナ、エジプト、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、アフリカ知的財産機関（OAPI）、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、スーダン、スワジランド、チュニジア、ザンビア、ジンバブエ。

実現可能性

以上の加盟国のうち、上記の重要な指標を満たしているのはわずかケニア、モザンビーク、モロッコとチュニジア4ヶ国のみである。

ただし、この4ヶ国においても、国際登録の所有者には依然としてある程度のリスクに直面する可能性がある。それは知的所有権機関には未処理の行政作業が大量に残るし、すべての出願（国際登録を含む）をタイムリーに審査できないためである。最近、ケニア知的財産庁は、世界知的所有権機関（WIPO）によって規定された期限内に審査しきれなかった125の国際登録申請を含むリストを発行した。商標権の競合が発生した場合は、第三者機関がケニア知的財産庁に商標登録簿を訂正するよう申請できる。

アフリカにおける他の加盟国では、マドリッド制度に基づいて強制的に実行可能な商標権を確保するには依然として多くの障害が残っている。一社として、弊社はいや増す国際登録商標の

所有者が一部のマドリッド制度のアフリカ加盟国において強制的に実行できる法的権利を有したと間違っ、その後、権利擁護の過程でこれらの国はこれらの権利に保護を提供できないことに気づいた。

さらに、アフリカの多くの国々が「先願主義」制度を採用しており、その結果、商業活動で商標を使用することによって発生した多くの普通の法律権利がまだ公式に認められていないことを考慮した。これらの管轄区域では、商業的事実であるかどうかと関係なく、最初に商標登録ができた当事者が商標の真の所有者と見なされる。従って、ブランドの所有者が前述の管轄区域（マドリッド制度は適切に作用していない）でビジネス活動を行う際に、強制実行可能な商標権を確保するために、マドリッド制度のみに依存している場合、必然的にある程度のリスクに直面する。

全体像

国際（マドリッド）登録商標は最初の5年間に登録/出願に対するセントラルアタックを受けやすく、この期間中に、これらのセントラルアタックが成功し、出願/登録が無効、制限、または取り消しの場合に、他のすべての国/地域の商標出願も影響を受ける。

同時に、国際商標登録システムには、すべての国/地域での登録出願には同じ所有権の詳細を反映する必要があるため、複雑なライセンスまたは所有権構造を持つ企業には適用しない場合がある。

結論

マドリッド制度は、多くの加盟国に費用対効果の高い商標登録制度を提供しているが、上記の理由により、マドリッド制度の実施には、国際登録商標の権利がすべての指定管轄区域（特にアフリカ諸国）で強制実行できるかどうかを慎重に検討することが必要である。

詳細については、次の方法でお問い合わせください。 madrid@adams.africa